

# <u>改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます</u>

65歳までの雇用確保 (義務) 70歳までの就業確保 (努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、 再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

# 高年齢者就業確保措置について

### <対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除 く。)を導入している事業主

### <対象となる措置>

\_\_<u>次の\_\_~\_\_のいずれか</u>の措置<u>(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める</u> 必要があります。

70歳までの定年引き上げ 定年制の廃止

70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入 特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入P2、370歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入P2、3

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

<u>、
については過半数組合等の同意を得た上で</u>、措置を導入する必要があります(労働者の 過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働 組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)。

~ では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、 その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目 的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案し て個別に判断されることになります。

bの「出資(資金提供)等」には、出資(資金提供)のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

😭 厚生労働省 ハローワーク

管理番号:LL021030高01

高年齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項 (高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針)

# 全般的な留意事項

- 高年齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を 行い、高年齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高年齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高年齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。
- 高年齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可 能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- 高年齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修
   や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。

## 基準を設けて対象者を限定する場合

 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使で十分に協議した上で 定められたものであっても、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど、高齢者雇用 安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するものや公序良俗に反するものは認められません。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html

# 創業支援等措置の実施に必要な措置について

創業支援等措置を実施する場合には、以下の手続きを行う必要があります。

1.計画を作成する

創業支援等措置を講ずる場合には、下記の事項を記載した計画を作成する必要があります。計画 を作成する際には各事項を記載する上での留意事項にご留意ください。

高年齢者就業確保措置のうち、創業支援等措置を 講ずる理由 高年齢者が従事する業務の内容に関する事項 高年齢者に支払う金銭に関する事項 契約を締結する頻度に関する事項 契約に係る納品に関する事項 契約の変更に関する事項

契約の終了に関する事項(契約の解除事由を含む) 諸経費の取扱いに関する事項 安全及び衛生に関する事項 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 社会貢献事業を実施する団体に関する事項 ~のほか、創業支援等措置の対象となる労働 者の全てに適用される事項

#### 2.過半数労働組合等の同意を得る

1の計画について、過半数労働組合等の同意を得る必要があります。

労働者の過半数を代表する労働組合がない場合は・・・

- 次に留意して過半数を代表する者を選出する必要があります。
  - ・労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと

・創業支援等措置の計画に関する同意を行うことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと

同意を得ようとする際には、過半数労働組合等に対して、(ア)労働関係法令が適用されない 働き方であること、(イ)そのために1の計画を定めること、(ウ)創業支援等措置を選択する 理由を十分に説明するようお願いします。

創業支援等措置(P1の)と雇用の措置(P1の~)の両方を講じる場合は、雇用の措置により努力義務を達成したことになるため、創業支援等措置に関して過半数労働組合等との同意を必ずしも得る必要はありませんが、高年齢者雇用安定法の趣旨を考えると、両方の措置を講ずる場合も同意を得ることが望ましいです。

#### 3.計画を周知する

2の同意を得た計画を、次のいずれかの方法により労働者に周知する必要があります。

- ・常時当該事業所の見やすい場所に掲示するか、または備え付ける
- ・書面を労働者に交付する
- ・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずるものに記録し、かつ、当該事業所に労働 者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する(例:電子媒体に記録し、それを常 時モニター画面等で確認できるようにするなど)

【創業支援等措置の実施のために締結が必要な契約】

- ・上記1・2と合わせて、高年齢者の就業先となる団体と契約を締結する必要があります。
- ・制度導入後に、個々の高年齢者と業務委託契約や社会貢献活動に従事する契約を締結する必要がありま す。

<u>創業支援等措置による就業は、労働関係法令による労働者保護(労災保険など)の適用がありません。</u> 創業支援等措置により就業する高年齢者には、

・上記1の計画を記載した書面を交付する



・(ア)労働関係法令が適用されない働き方であること、(イ)そのために1の計画を定める
 こと、(ウ)創業支援等措置を選択する理由を丁寧に説明して本人の納得を得るよう努める
 ようにお願いします。

# 高年齢者等が離職する場合について

## 再就職援助措置

解雇()等により離職する高年齢者等には、(ア)求職活動に対する経済的支援、(イ)再就 職や教育訓練受講等のあっせん、(ウ)再就職支援体制の構築などの再就職援助措置を講じるよう 努めることとされています。 自己の責めに帰すべき理由によるものは除く

## 多数離職届

同一の事業所において、1か月以内に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合は、離職 者数や当該高年齢者等に関する情報等をハローワークに届け出なければなりません。

# 再就職援助措置・多数離職届の対象となる高年齢者等

70歳までの就業確保措置が努力義務となったことにより、再就職援助措置、多数離職届の対象となる高年齢者等が次のとおり追加されました。



#### 現行の対象

【対象】解雇その他の事業主の都合により離職する45歳~65歳までの者

【対象 】平成24年改正の経過措置として、継続雇用制度の対象者について基準を設けるこ とができ、当該基準に該当せずに離職する者

# 再就職援助措置・多数離職の届出を実施する事業主

原則として、離職時に高年齢者を雇用している(創業支援等措置を実施する場合には高年 齢者と業務委託契約を締結している)事業主です。

ただし、以下の高年齢者に対しては、当該高年齢者を定年まで雇用していた事業主が実施 することとします。

・他社での継続雇用制度で、制度の上限年齢(70歳未満の場合に限る)に達した高年齢者

・他の団体が実施する社会貢献事業に従事できる制度により就業する高年齢者

## 申請・お問い合わせ先

改正法や高年齢者就業確保措置について詳しくは、最寄りの労働局・ハローワークへお問い合わせ ください。

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課では、65歳超雇用推進 プランナー等の派遣などにより、高年齢者の雇用に関する相談・援助を行っています。 http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html